

令和3年5月28日
(令和5年1月4日更新)
出入国在留管理庁

ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方へ

ミャンマーにおける情勢不安を理由に帰国できず、本邦への在留を希望する方に、緊急避難措置として、在留や就労を認めることにしました。

1 対象者

ミャンマー国籍を有する方又はミャンマーに常居所を有する外国籍の方で、ミャンマーにおける情勢不安を理由に本邦への在留を希望する方

(注) 現在有している在留資格に基づく活動を継続している方は、本措置に係る在留資格変更許可申請を行う必要はなく、現在有している在留資格で引き続き在留できます。

2 措置内容

現在有している在留資格に基づく活動が満了した方(※1)については、**原則として、「特定活動(1年・就労可)」への在留資格変更許可申請が可能**です(※2)。

※1 「活動が満了した方」とは、例えば、雇用契約期間が満了した方、技能実習を修了した方、教育機関を卒業・修了した方などが該当します。

※2 ミャンマーにおける情勢が改善されていないと認められる場合には、在留期間更新許可申請が可能です。

3 提出書類

(1) 在留資格変更許可申請書(様式U(その他))

※顔写真も必要です。

(2) パスポートの写しやパスポートの出入国印など、上記1の対象者であることが分かる資料

(3) 理由書